パトロールのプロはココを見る
現場巡視で見るポイントと心得

2024年7月19日

株式会社安全教育センター
取締役所長
労働安全コンサルタント
角田淳

安全教育センター

安全教育センターの事業活動

安全衛生コンサルティングを
行う民間企業

- 安全衛生教育(技能講習・特別教育等)
- 現場パトロール＆指導
- 労災発生時の対応・サポート

安全教育センター
HP

安全衛生管理をサポートし**ゼロ災害を目指し、**
しあわせなライフ・アンド・ワークの実現に貢献する会社

労働災害の推移

※令和2年、3年データは死亡・死傷ともに
コロナを除いた人数に改められている

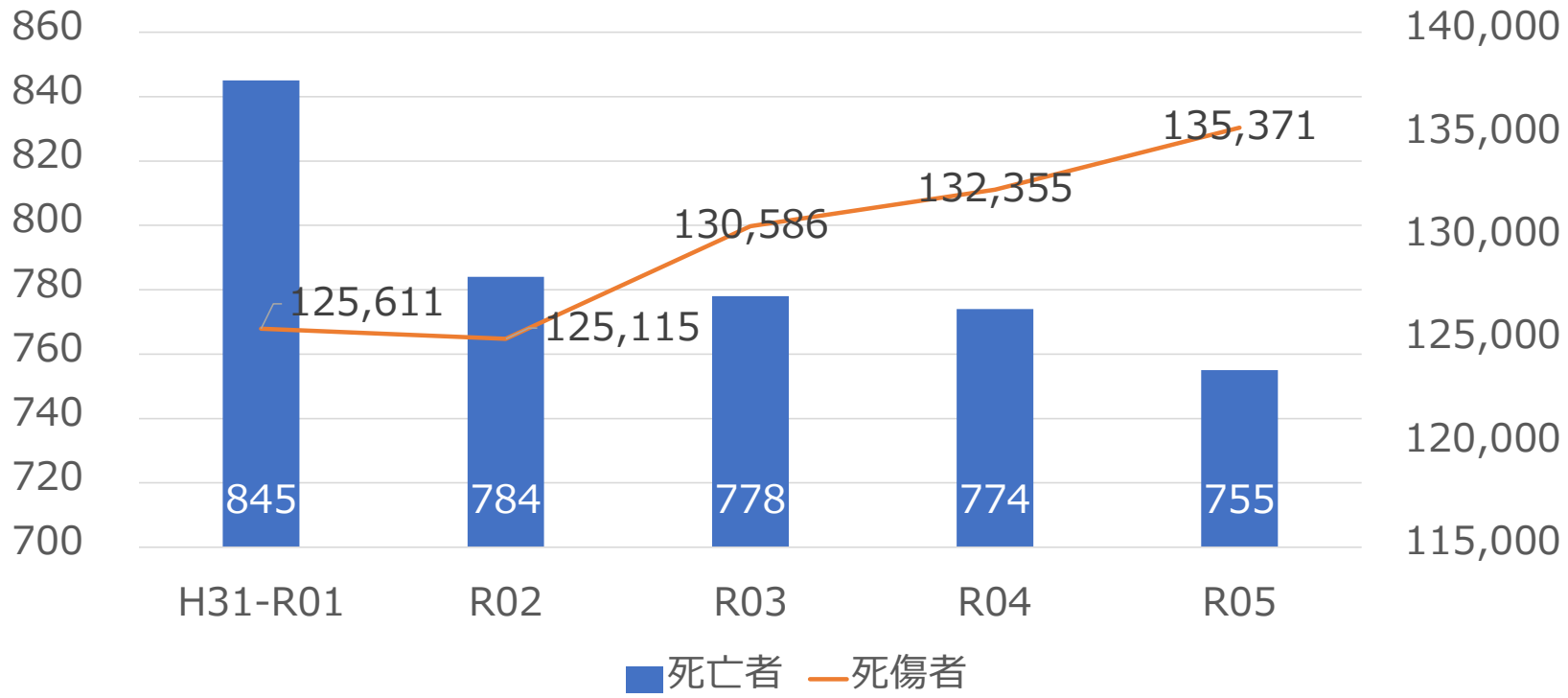

死亡災害は毎年減少、死傷災害は増加傾向

令和5年死亡災害　建設業・型別

合計223人（前年281人）

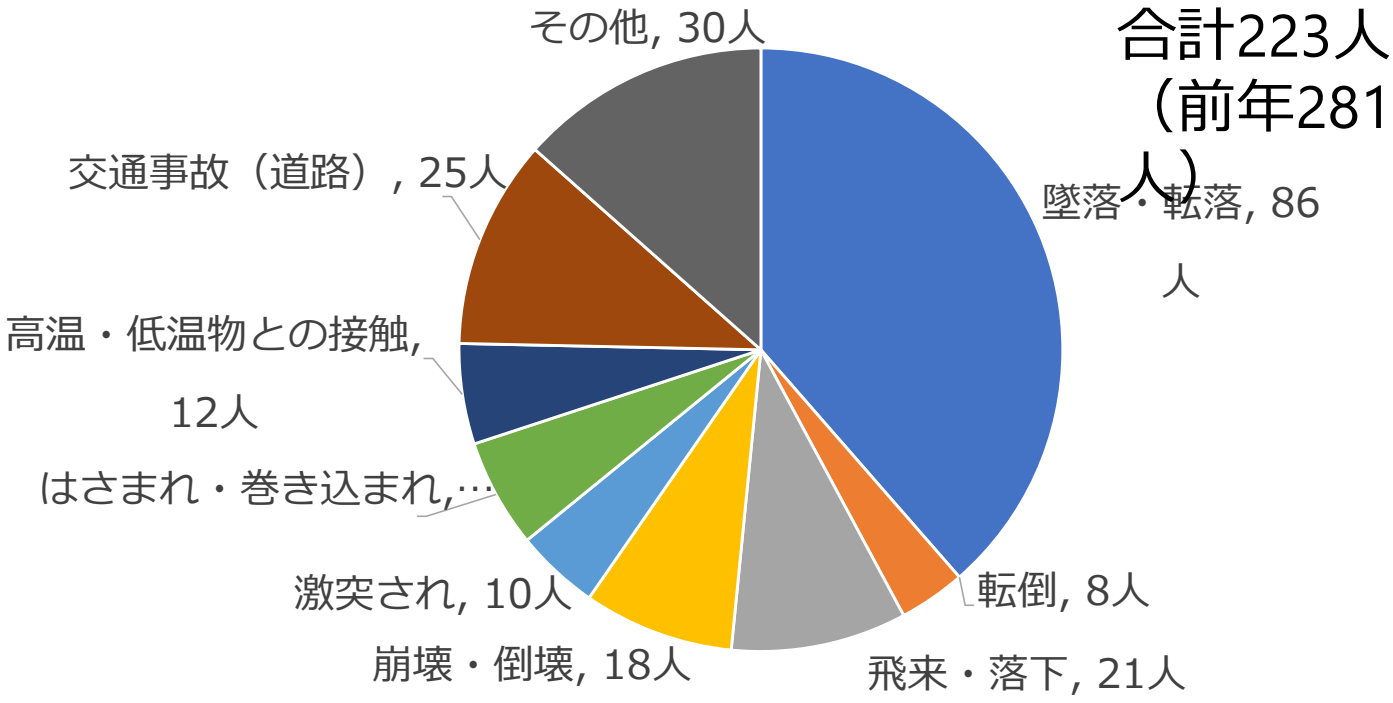

前年に比較して、死亡災害が58人減少した
依然として墜落・転落災害多い

令和５年死傷災害　建設業・型別

合計14,414人
（前年14,539人）

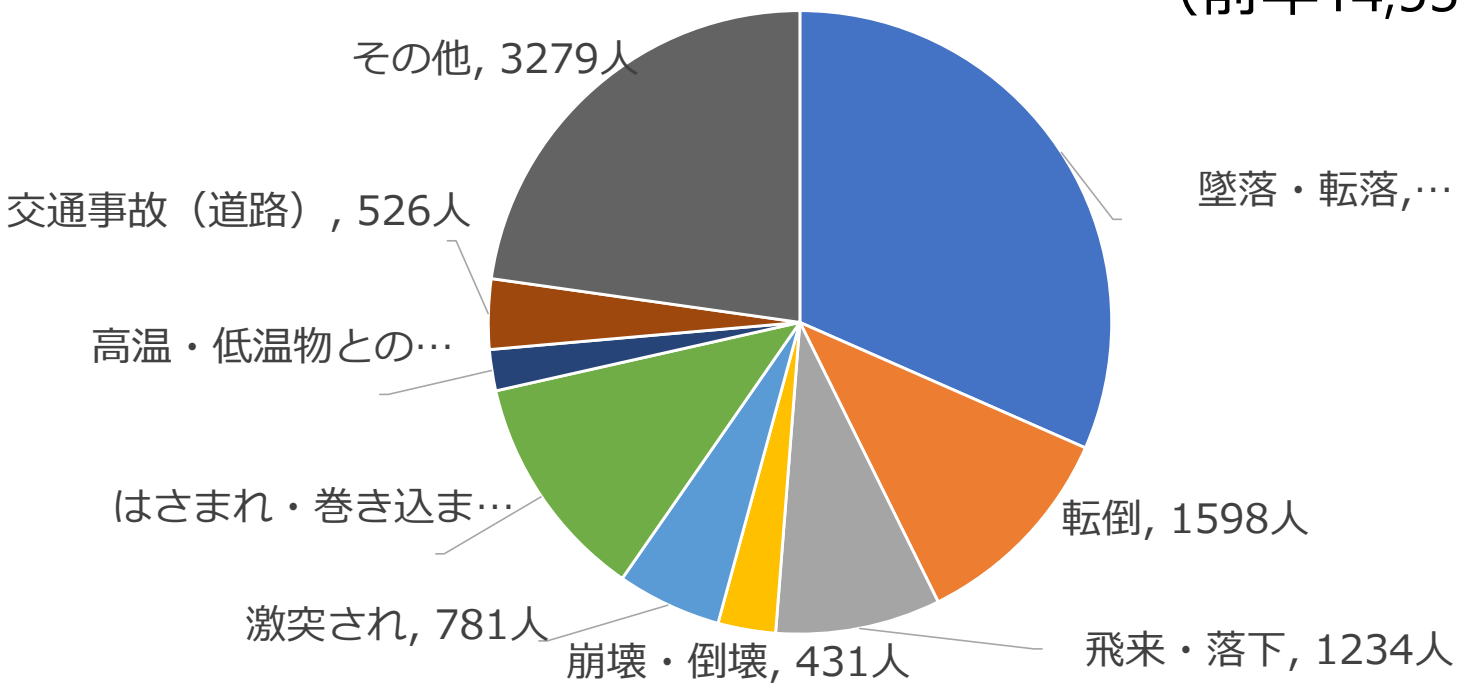

減少しているが、墜落・転落の割合が高い

墜落・転落による死亡災害の推移

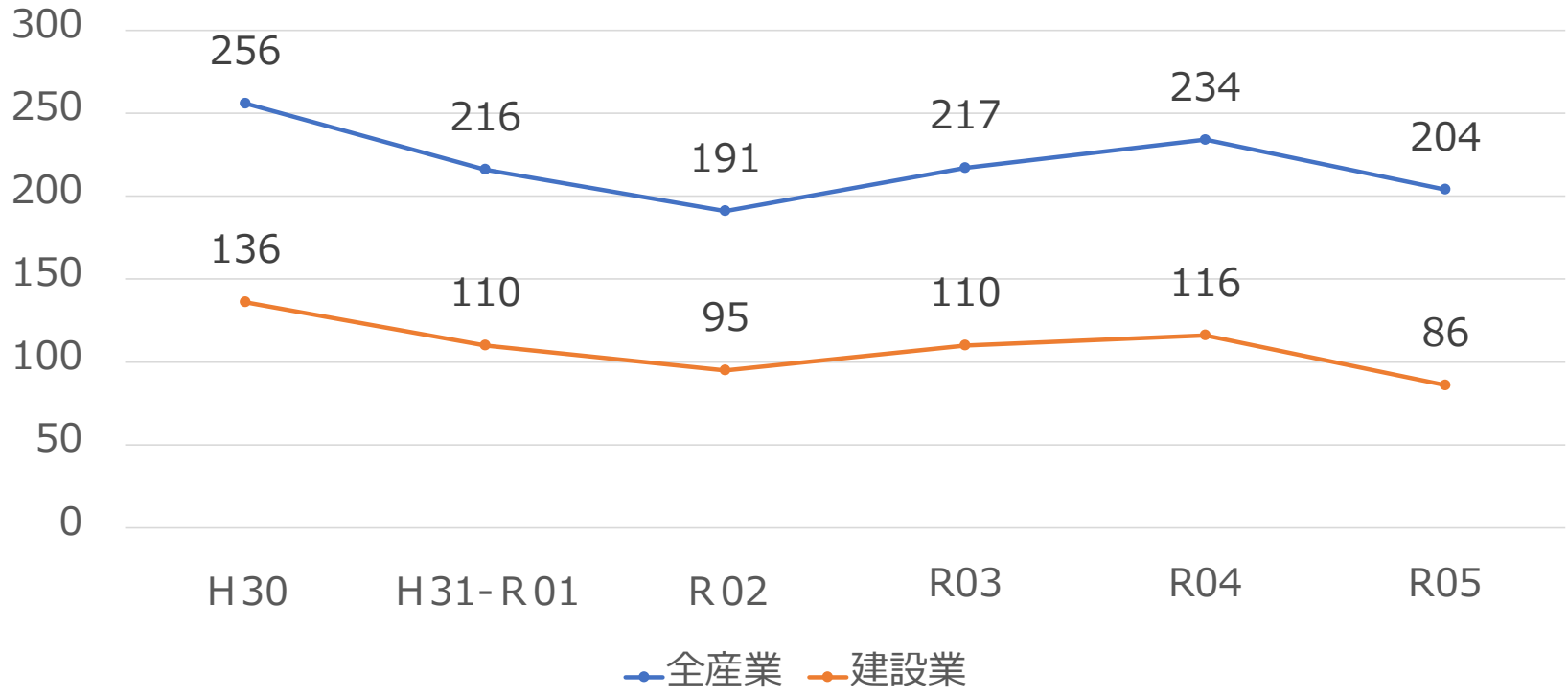

墜落・転落による死傷災害の推移

災害発生の法則

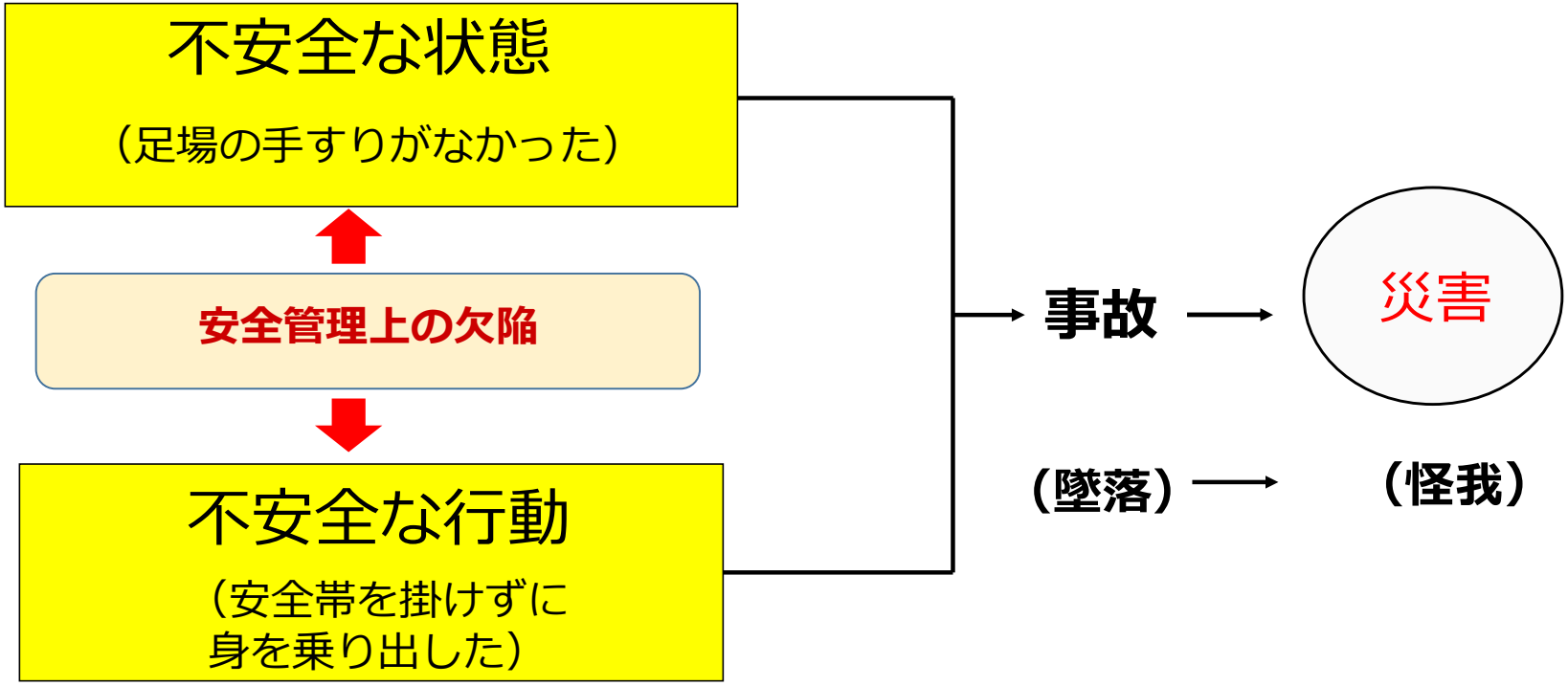
不安全な状態
（足場の手すりがなかった）
安全管理上の欠陥
不安全な行動
（安全帯を掛けずに
身を乗り出した）
事故
災害
（墜落）
（怪我）

事故防止のための心得

人間は誰でもミスをする

↓

ミスをしても災害にならないようにする

安全段取りを整える

実施すべき安全対策とは

危険箇所の立入禁止など
設備的対策

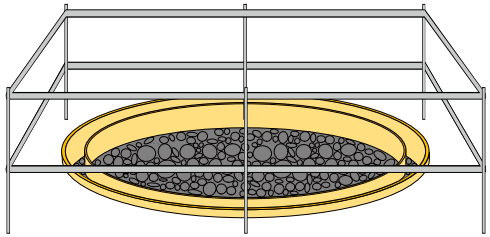

機械の作業範囲は
立入禁止など措置

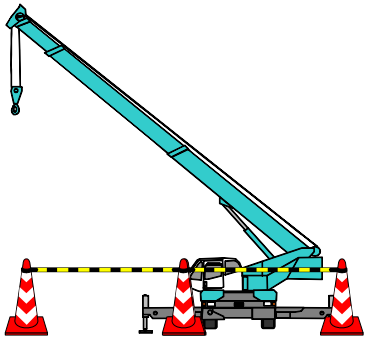

保護具の使用

教育指導

安全設備がないことが**法令違反になる**

災害では一瞬の過ちで命を落とす可能性がある

災害事例

手すり設置作業時に安全帯未使用でバランスを崩し、

７ｍ下まで墜落した事例

一命は取りとめたが、
首から下が不随

足場からの墜落災害

外壁塗装が終わり、撤収中に足場から墜落

足場は一側足場であり、建物側に手すりなどはなかった。
両手に荷物を持った状態でバランスを崩し、建物側の開口部から墜落。
3層目から1層目の床に落ちた。
安全帯は着用していなかった。

最近の墜落・転落災害事例

会社員が転落、死亡　工場の屋根で作業中…6メートル下のコンクリート地面に ヘルメット着用も頭など強打／加須

埼玉新聞　2024年05月26日

25日午前10時18分ごろ、埼玉県加須市間口、金属製造会社キャステック第3工場で、金属製の屋根の張り替え作業をしていた栃木県足利市堀込町の会社員（71）が約6メートル下のコンクリートの地面に転落

民家の屋根を修理していた男性、4m下の地面に転落し死亡　西脇

神戸新聞　2024年05月11日

11月15日午前9時ごろ、大津市の民家で、2階の屋根の上で補修作業をしていた堺市中区の塗装工の男性（47）が地面に倒れているのを他の作業員が見つけ、119番した。男性は搬送先の病院で死亡が確認された。

滋賀県警大津署によると、別の場所にいた作業員が大きな音を聞いていたという。同署は、作業中に転落した可能性があるとみて原因を調べている。

墜落・転落災害

- 墜落・転落災害が最も多い（建設業では死亡災害の約40%）
- 足場だけではなく、脚立などからの転落もある

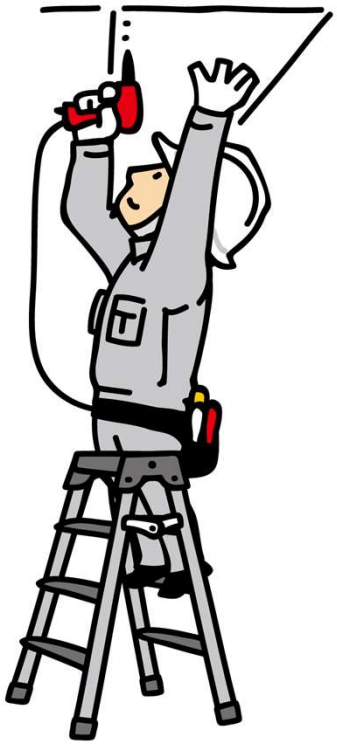

どこからの墜落災害が多いのか

建設業の墜落災害の発生箇所内訳　H28

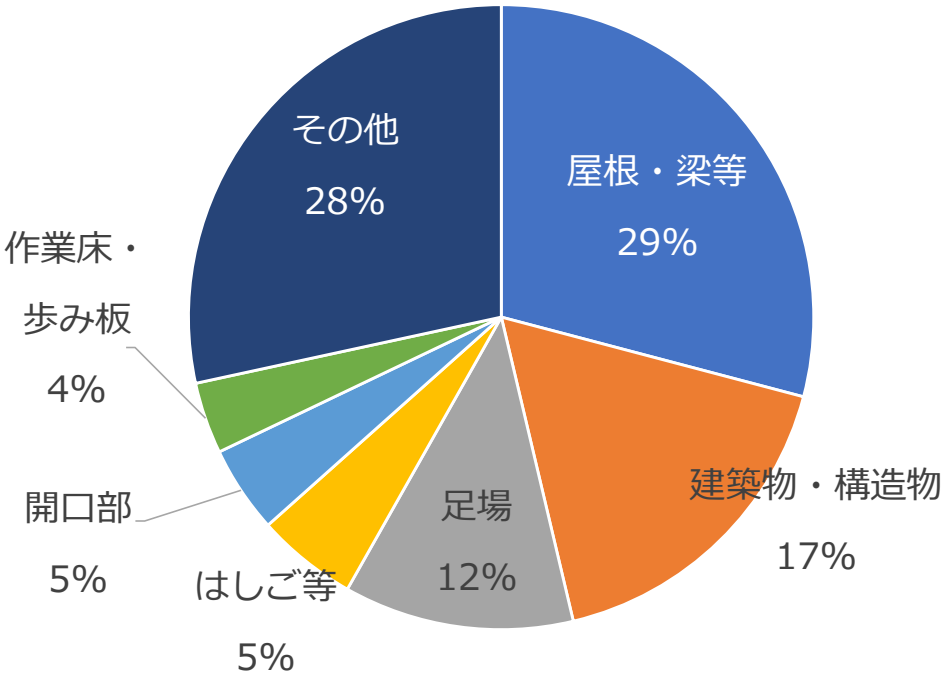

労災防止の鍵は管理者の関わり方にある

- 適切な作業計画が立てられているか
- 作業計画に従った作業を行っているか
- 安全基準を守っているか（理解しているか）

現場に足を運ばなければ
見つけることができない
こともある

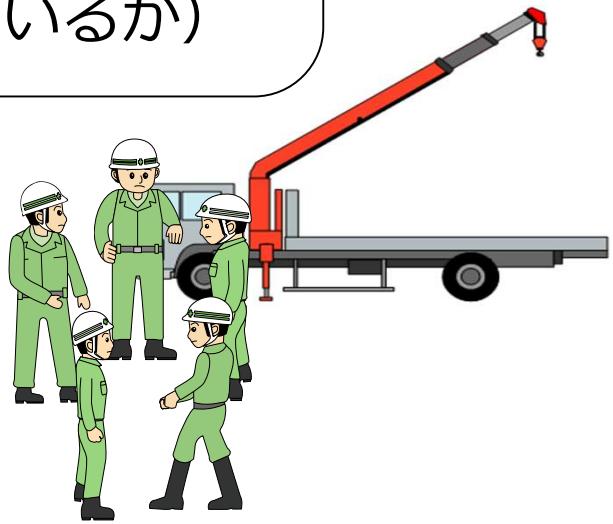

パトロール・巡視とは

- 作業員とは異なる視点で現場を見る
- 当事者では気づきにくい危険の発見、違反を発見する
- 現場に緊張感を与え、安全レベルを向上させる。

パトロールの一番の目的は

目的　現場を客観的な立場で見て、発見すること

現場当事者

工程や予算などを中心に考え、進行する

一方で、
作業優先となると、
安全衛生は後回しになることも・・

元請監督員が複数の物件を担当していると、個々の現場を丁寧に見ることが難しい

部外者の目で見るからこそ、現場の問題が発見できる

例えば

- 工事当事者では、気づかないこと
- 良くないと分かっているけれども、つい見過ごしてしまうこと

2階階段部
に柵がない

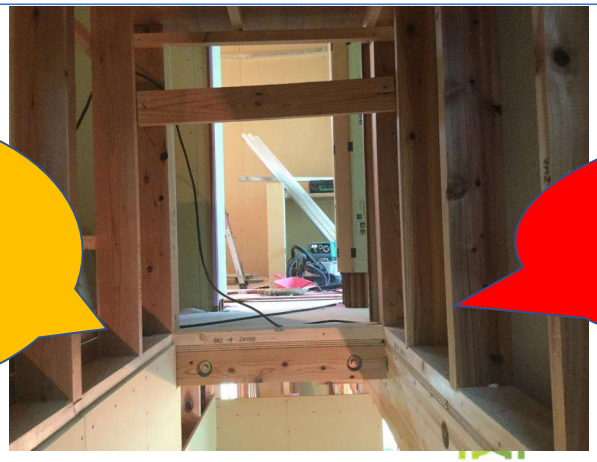

開口部から墜落するか
もしれない

現場所長がやらなければならない巡視

- １日１回以上、作業場全体を見る義務がある
- 安全施設の状態、不安全行動の有無についてを確認
- 指示事項などが実施されているかを確認

現場を見て回ると、何か発見はあるはず・・・

一方で

巡視記録を見ると、指摘事項が書かれていないことも多い

巡視でのチェック事項

法令違反がないかをチェック

違反があれば、指導是正する

- 高所作業
- 重機作業
- 保護具の使用
- 安全施設の状態

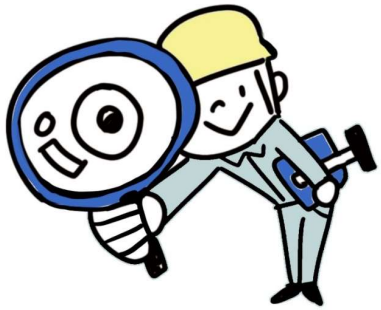

巡視記録は、是正指導と後の確認まで記録です！

店社パトロール、外部パトロールの役割

客観性

緊張感

色々と指摘を残していきますが、

その目的は現場の災害防止のためです

現場の安全ポイント「高所作業」

重視
ポイント

- 墜落しない環境や設備を整えているか
- 安全帯が使用できる状況か？使用しているか

開口部に覆い柵はあるか
（親綱やロープは明示）

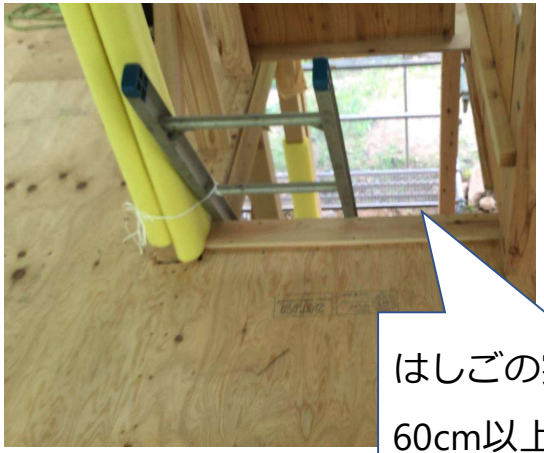

はしごの突き出しは
60cm以上か

現場の安全ポイント「屋根作業」

重視
ポイント

- 足場から屋根への渡りがあるか
- 屋根上からの墜落防止柵（足場）があるか

現場の安全ポイント「足場」

重視
ポイント

- 設備の不足や脱落などはないか
- 隙間が広くなっている箇所はないか

安全帯が必要な場所での表示

床材間のすき間が広い

現場の安全ポイント「足場」

重視
ポイント

- 落下防止（ネット、幅木）があるか
- 上下作業にならないか

玄関部通路から上を見上げると落下防止ネットなどがない

すき間に幅木がない

作業床と幅木のすき間が広い

足場の法改正について

1. 一側足場の使用範囲が明確化
2. 足場の点検時には点検者の指名が必要
3. 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要

一側足場の使用制限

令和6（2024）年4月1日施行

安衛則第５６１条の２

事業者は、幅が１メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない

足場設置箇所で、幅１メートル以上ある場合、一側足場の設置はできない

足場点検者の事前指名

令和5（2023）年10月1日施行

安衛則５６７条
事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

２　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。（以下略）

安衛則６５５条
注文者は、法第３１条第１項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。
一　構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。
二　強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、点検者を指名して、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

点検者の氏名の記録

令和5（2023）年10月1日施行

安衛則５６７条
（前略）

３　事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
一　当該点検の結果及び点検者の氏名
二　前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

安衛則６５５条
（前略）

２　注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
一　当該点検の結果及び点検者の氏名
二　前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

点検する体制を整える

事前に点検者を指名し、周知する
（元請、協力会社）

↓

組立、変更、一部解体後、
悪天候後に点検
（元請・協力会社）

↓

足場使用前に点検
（協力会社）

足場の点検について、責任体制を整える

パトロール時に見ているポイント「脚立・作業台」

重視
ポイント

- 設置場所は安定しているか
- 転落のおそれのある作業をしていないか

危険な場所に設置していないか

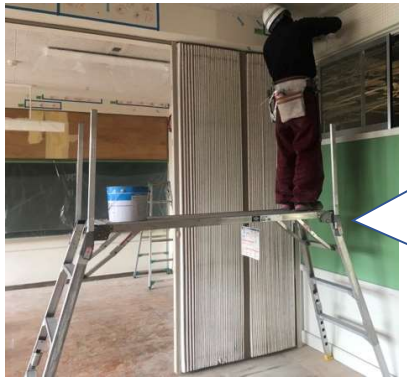

作業台から身を乗り出していないか

脚立・作業台の使用方法に注意

天板に乗らない

脚立足場の作業床をまたがない

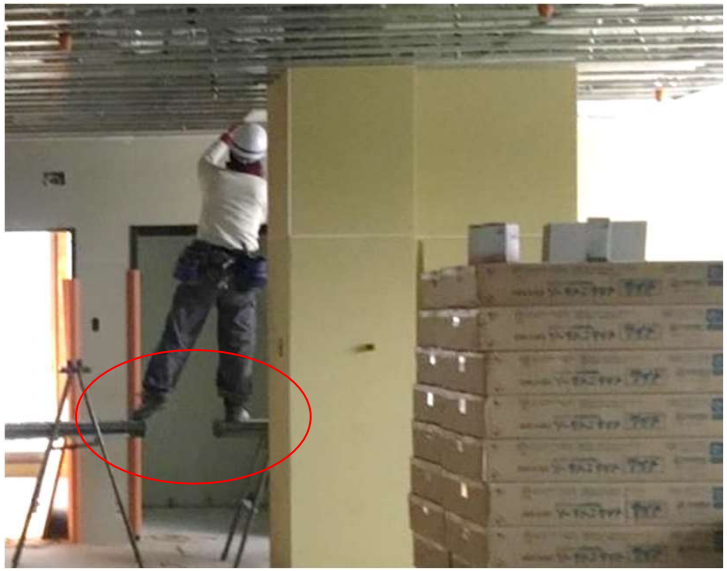

脚立・作業台の使用方法に注意

作業台から作業台に移動しない

作業台を背にして立たない

脚立・作業台の使用方法に注意

脚立を折りたたんだ状態で、使用しない

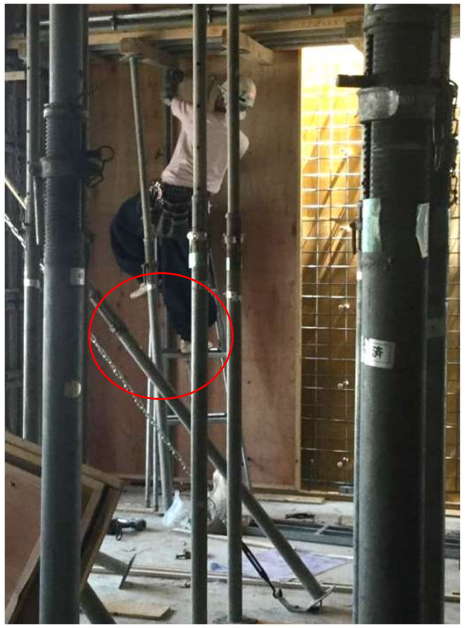

脚立足場では突き出しは10cm以上

パトロール時に見ているポイント「クレーン作業」

重視
ポイント

- 適切な使用範囲、条件で使っているか
- 玉掛けワイヤーやスリングに破損はないか

あおりに立って作業しない

破損したワイヤーを使用しない

現場の安全ポイント　５Ｓ

重視
ポイント

- つまづきや滑る原因になるものはないか
- 作業中も片付けをしているか

ケーブルで足を
引っ掛ける

作業場が乱れている
とつまづく

作業中も整理整頓をする

階段や通路に台やケーブルがあると、
足を引っ掛けるおそれがある

通路に溶剤を置いたままにすると、
足をぶつけて倒すおそれがある

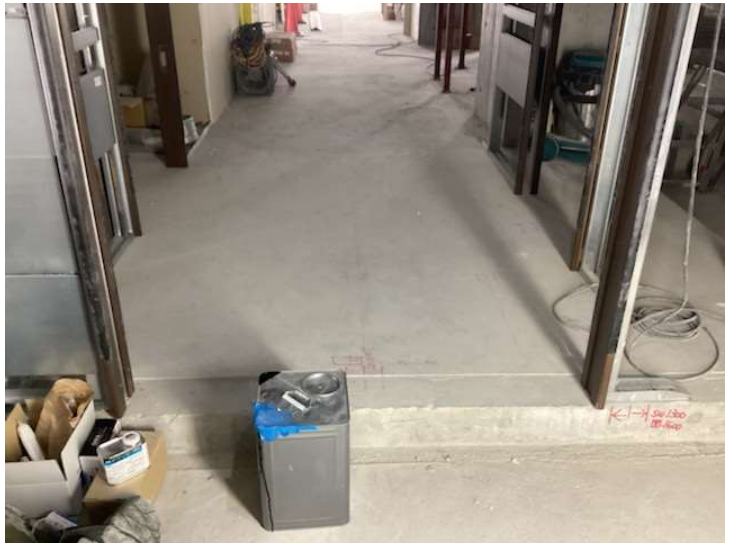

現場のポイント　電源（仮設分電盤）

ポイント

- 管理責任者を決めて、点検しているか
- 行き先表示を表示しているか

点検を行う

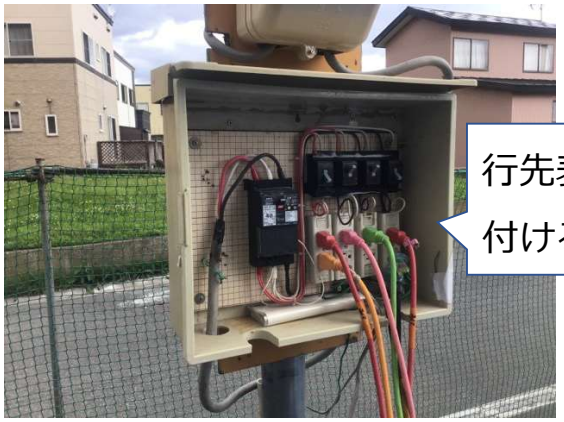

行先表示を付ける

現場での重視ポイント　保護具

ポイント

- 適切に着用し、使用しているか
- 維持管理しているか

用途にあった適切な保護具を、適切な場所で使用してるか

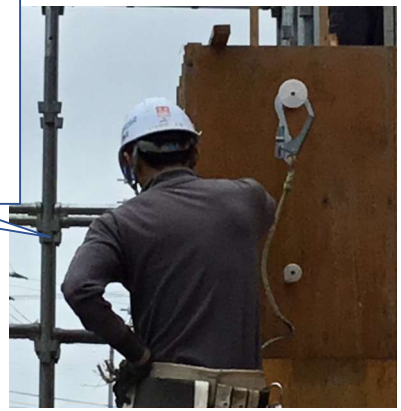

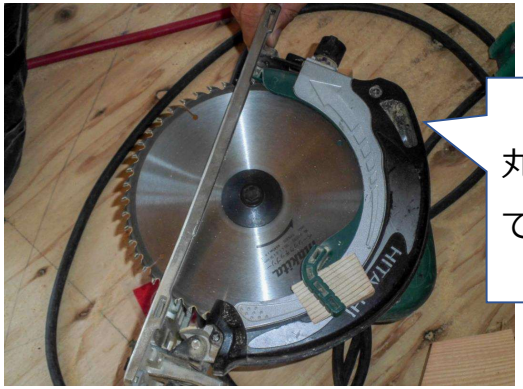

丸のこカバーが固定されていないか）

災害発生のパターン

- 多くの災害は、些細なことが、いくつも重なったり、つながったりして発生する

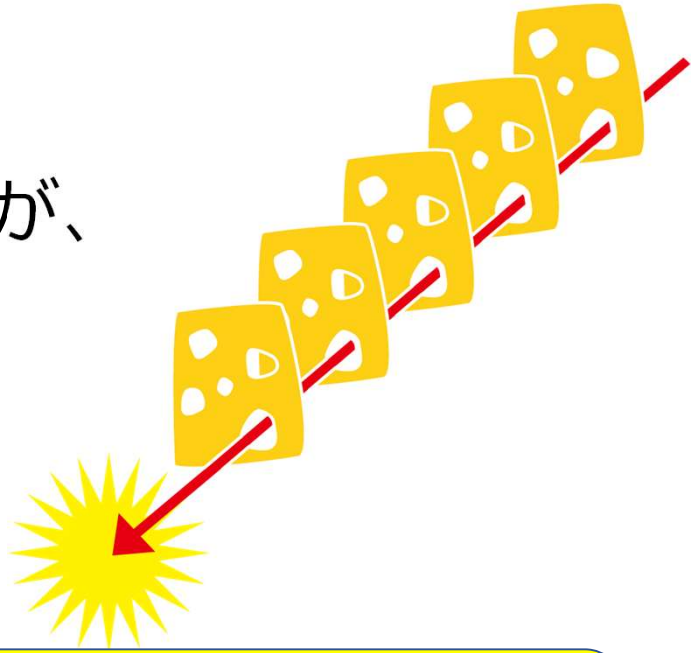

一つ一つの確認事項を徹底することが
無事故につながる

うっかりミスを吸収する作業環境を作る

墜落防止策＋注意喚起＋墜落制止用器具など

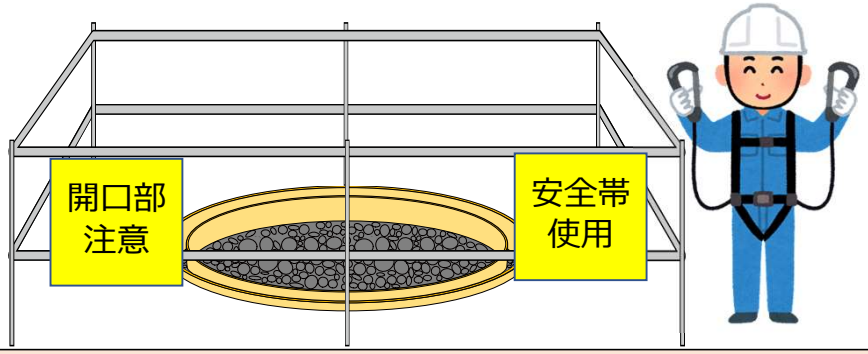

対策は多重に施すと効果が増す

注意喚起・保護具だけでは効果薄

予定外の作業が発生した場合

焦って、急いで何とかしようとはしない

焦る気持ちを抑えて
いったんストップ

連絡相談して、
臨時ＫＹ

現場での重視ポイント　書類

ポイント

- 作成し、保管しているか
- チェックしているか

- 作業手順書やＫＹ、作業計画書は書かれているだけではなく、妥当かどうか、チェックされているかも確認する。

現場担当者がうっかり漏れていることをサポートすることが目的

こんな点に注目　書類

- パトロールではこのような点を見ています

安全衛生指示書	毎日実施しているか？
KY	内容は具体的か？
作業計画書	毎作業ごとに作成し、実行しているか
点検簿	チェックだけして、現物に不備はないか
巡視記録・安全衛生日誌	是正事項を書いているか、是正後の対応も記録しているか

管理者は内容を確認することも求められます

書類作成上の注意

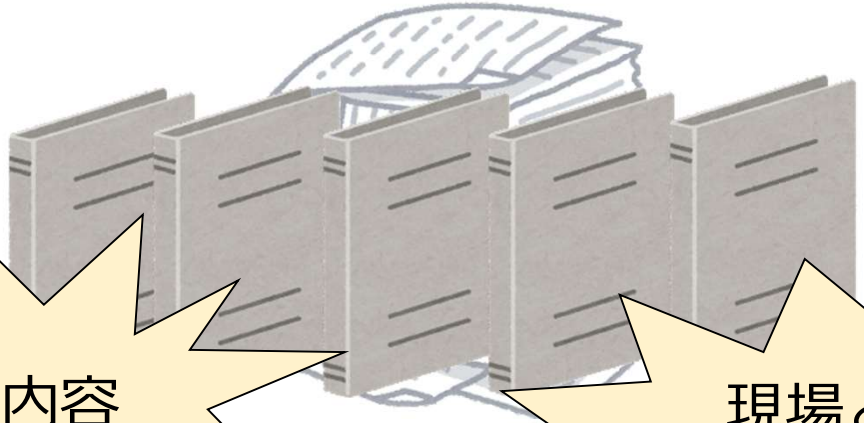

記入内容
が不足

現場と
合ってない

形だけでは、いざという時に困る

日常作業での安全管理

KY作成時に手順書の「急所」や「リスクアセスメント」をチェック
作業手順書
点検のポイントを手順に盛り込む
KY
点検
KYと同時に点検を行う

現場での指示事項の確認

- 現場共通のルールの遵守（資格証携帯等）
- 朝礼や安全工程打ち合わせでの指示遵守
  （安全衛生打ち合わせ簿）
- 作業手順書、ＫＹ、作業計画書

自分たちで決めて記入したことも、
現場では実施されていないことも少なくありません。

見られる緊張感も安全には重要

- 危険軽視による不安全行動も、見られていること意識すると、行動を改める

巡視で見る・見られる関係を作る

毎日のように労災が報道されている

いってきますと言って家を出た人は
ただいまと言って帰る義務がある